

市制 30 周年記念

令和 6 年度日進市 6 次産業化 支援事業補助金 公募要領

本制度では、日進市の農畜産物の普及及び農業者の所得向上並びに経済の活性化を図るため、6次産業化事業を支援します。

応募受付期間

令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 1 月 3 1 日

日進市 産業政策部 農政課

電話 0561-73-2197 FAX 0561-73-1871

Mail nousei@city.nisshin.lg.jp

目次

1	目的	1
2	募集内容	1
	(1)対象者	1
	(2)対象事業	1
3	補助金の概要	1
4	交付予定事業数	2
5	事業の実施期間	2
6	応募方法	2
	(1)受付期間及び提出方法	2
	(2)申請に必要な書類	3
7	審査	3
	(1)審査方法	3
	(2)審査基準	3
8	審査結果	3
9	補助金の交付申請、決定	4
	(1)補助金の交付申請	4
	(2)補助金の交付決定	4
10	事業実績報告、補助金の交付	4
	(1)事業実績報告	4
	(2)補助金の交付について	4
	(3)補助金の交付取り消し・返還	4
11	留意事項	4

1 目的

日進市6次産業化支援事業補助金は、日進市6次産業化支援事業補助金交付要綱（令和3年日進市要綱第22号。以下「要綱」という。）に基づき、6次産業化による新商品開発及び販路開拓を支援するため、農業者、中小企業者等に対し、日進市が予算の範囲内において交付することを目的としています。

2 募集内容

(1) 対象者

次の①～③のいずれにも該当する者としてします。

- ① 農業者、中小企業者等
- ② 市税を滞納していない者
- ③ 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの

※定義

- ・農業者 日進市内で農業（畜産業を含む。以下同じ。）を営む者若しくはこれらの者で組織する団体又は日進市内で農業を営む農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。
- ・中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で市内に事務所を有するもの、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人で市内に事務所を有するもの又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。
- ・6次産業化 次のいずれかの取組をいう。
 - ア 農業者及び中小企業者等が連携し、互いの経営資源を有効に活用し、商品開発又は販路開拓を行う取組
 - イ 農業者が自ら生産した農産物を活用し、商品開発、加工又は販売を実施する取組
 - ウ 中小企業者等が農業者の生産した農産物を活用し、商品開発、加工又は販売を実施する取組

(2) 対象事業

対象者が行う事業で、「3 補助金の概要」に掲げる事業とします。

ただし、当該補助対象経費に対して国、他の地方公共団体その他の機関から補助金等が交付され、又は交付されることが見込まれる場合は、当該補助金等を控除して算出した額を補助対象経費とします。

3 補助金の概要

事業名称	事業内容
新商品開発事業	6次産業化により新商品、新サービス等の研究開発を行う事業
販路開拓事業	6次産業化により開発した新商品、新サービス等の商談を目的とした展示会出展若しくは企業訪問又は新たな流通経路の開発を行う事業

事業名称	補助対象経費	補助金の額	備考
新商品開発事業	原材料費、消耗品費、機械装置等借上費、外注加工費、専門家謝礼、開発費（技術コンサルタント料、デザイン料、システム開発費、試作費、実験費、設計費等）、知的財産権の取得に要する経費、マーケットリサーチ費その他事業に必要であると市長が認める経費	10万円を限度とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）	1事業1年度につき、1回のみ。
販路開拓事業	広告宣伝費（宣伝資材の作成費、ホームページ作成費等）、展示会出展費（出展料、運搬費、宣伝用ビラ・ポスター・リーフレット作成費、展示用什器費等）その他事業に必要であると市長が認める経費		

- ※1 事業に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金の交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、当該年度内に事業が完了し、かつ証拠書類によって補助事業に使った金額が確認できる経費を対象とします。
- ※2 補助金の交付決定を受けた事業について、翌年度以降に同一の補助対象事業について申請があった場合は補助の対象としません。

4 交付予定事業数

3事業程度

5 事業の実施期間

補助金の交付決定を受けた日から、令和7年2月28日までとします。

6 応募方法

(1) 受付期間及び提出方法

期間	令和6年4月1日（月）から令和7年1月31日（金）まで
時間	午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
場所	農政課（日進市役所北庁舎2階）
方法	直接持参（郵送不可）
部数	1部（片面印刷）、クリップ止め ※ホチキス止めはしないでください。

(2) 申請に必要な書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。様式については、農政課窓口、市ホームページで入手できます。

- ① 日進市6次産業化支援事業補助金企画書（様式-01）
- ② 日進市6次産業化支援事業計画書（様式-02）
- ③ 日進市6次産業化支援事業補助金収支予算書（様式-03）
- ④ 日進市6次産業化支援事業補助金法人等概要書（様式-04）

7 審査

(1) 審査方法

審査要領に基づき、書類審査を行い、審査結果を踏まえ、採択基準を満たしたものから予算の範囲内で順次決定します。

(2) 審査基準

① 新商品開発事業

審査項目	内容
(ア) 実現可能性	実施体制、事業計画、資金計画、スケジュール等から商品化が可能である。
(イ) 継続性・発展性	事業実施後の事業展開の継続性・発展性が見込まれる。
(ウ) 新規性・独創性	事業内容に類似性がなく、新規性・独創性のある商品開発となっている。
(エ) 効率性・有効性	効果的な手法である。事業対象に対して適切なコストである。
(オ) 市への貢献度	開発する商品等が、市の魅力（観光・特産品など）や知名度の向上につながる。また、地域農業の活性化につながる。

② 販路開拓事業

審査項目	内容
(ア) 妥当性	事業の目指す成果が妥当であり、その実現が期待できる。
(イ) 市場性	新商品等に市場ニーズがある。また、今後の事業活動による販路拡大が期待できる。
(ウ) 市への貢献度	事業内容が、市の魅力（観光・特産品など）や知名度の向上につながる。

※なお、採択された事業については、事業完了後、その内容、進捗状況等に応じて、ふるさと納税返礼品に登録するなど市や農畜産資源の魅力や知名度の向上に貢献していただきます。

8 審査結果

事業企画書の提出後15日以内に書面にて通知します。

事業が採択された場合、審査結果を踏まえ、補助対象経費及び補助金額について、事業詳細の調整を行った上で決定し、日進市6次産業化支援事業採択通知書（様式-05）により通知します。

9 補助金の交付申請、決定

(1) 補助金の交付申請

採択を受けた補助事業者は、次の書類を農政課へ提出してください。

- ① 日進市6次産業化支援事業補助金交付申請書（様式-06）
- ② 日進市6次産業化支援事業計画書（様式-07）
- ③ 日進市6次産業化支援事業収支予算書（様式-08）
- ④ その他市長が必要と認める書類

(2) 補助金の交付決定

事業の目的及び内容が適当であると認めたときは、補助金交付を決定し、補助金交付決定書（様式-09）により通知します。

10 事業実績報告、補助金の交付

(1) 事業実績報告

補助事業の完了日までに、次の書類を農政課へ提出してください。

- ① 日進市6次産業化支援事業補助金実績報告書（様式-11）
- ② 日進市6次産業化支援事業実績書（様式-12）
- ③ 日進市6次産業化支援事業収支精算書（様式-13）
- ④ その他市長が必要と認める書類

※領収書の写し等については、提出する必要はありません。

(2) 補助金の交付について

実績報告書等の内容を審査し、適当であると認めたときは、日進市6次産業化支援事業補助金支払請求書（様式-15）を提出していただきます。適法な請求書の提出後、30日以内に補助金を交付します。

(3) 補助金の交付取り消し・返還

次のいずれかに当てはまるときは、補助金の全部もしくは一部の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還をしていただくことがあります。

- ① 事業完了後、補助金の額の確定により、補助金の交付額に残額が生じたとき。
- ② 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- ③ 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付手続きに関し不正行為があったとき。
- ④ 補助金の交付に関し、必要な書類等を提出しないとき。
- ⑤ その他市長が補助金を交付することが不適當であると認めるとき。

11 留意事項

- (1) 事業の申請、実施等においては、日進市補助金等交付規則（昭和56年日進町規則第4号）及び要綱の規定を遵守してください。
- (2) 事業の内容・事業費等に変更が生じる場合は、あらかじめ日進市6次産業化支援事業補助金交付変更申請書（様式-10）を市長に提出のうえ、承認を受けてください。
- (3) 事業が予定期間内に終了できないと見込まれるときや、事業の遂行が困難となったときは、速やかに農政課に報告してください。

- (4) 事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ日進市6次産業化支援事業補助金交付決定事業中止（廃止）承認申請書（様式-16）を市長に提出のうえ、承認を受けてください。
- (5) 補助金の概算交付を受けた交付決定者は、当該補助を受けた事業が完了したときは、実績報告書と併せて、日進市6次産業化支援事業補助金精算書（様式-17）を市長に提出してください。
- (6) 提出書類の作成及び提出等に必要な費用は申請者の負担となります。
- (7) 提出された書類は返却しません。
- (8) 領収書等の管理保存等、事業実施にかかる会計事務については適切な取り扱いをしてください。
- (9) 提出された書類等については、個人情報その他非公開情報を除き、公開します。

問い合わせ先

日進市 産業政策部 農政課

TEL 0561-73-2197 FAX 0561-73-1871

MAIL nousei@city.nisshin.lg.jp